**＜リスク分担の考え方及び責任分担について＞**

１ リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負う。

２ 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として「リスク分担表」によることとする。具体的内容については募集要項等において示し、詳細については事業契約書において定める。

３ リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担する。また、市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、募集要項等において示し、詳細については事業契約書において定める。

**リスク分担表**

［凡例：○主たるリスクの負担者、△従たるリスクの負担者］

１共通事項

|  |
| --- |
| 共通事項 |
| リスク項目 | № | リスクの内容 | リスク分担 |
| 市 | 事業者 |
| 募集要項ﾘｽｸ | 1 | 募集要項等の各種公表文書の誤りや市の理由による変更に関するもの | ○ |  |
| 精度関連ﾘｽｸ | 法令変更ﾘｽｸ | 2 | 本事業に直接関係する根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など | ○※1 |  |
| 3 | 本事業のみならず広く一般的に適用される法令の変更や新規立法 |  | ○ |
| 税制変更ﾘｽｸ | 4 | 消費税及び地方消費税に関する変更 | ○ |  |
| 5 | 法人税に関する変更 |  | ○ |
| 6 | 消費税、法人税以外で本事業に直接関係する新税の成立や税率の変更 | ○ |  |
| 許認可等ﾘｽｸ | 7 | 事業管理者として市が取得するべき許認可の遅延 | ○ |  |
| 8 | 業務の実施に関して事業者が取得するべき許認可の遅延 |  | ○ |
| 政策変更ﾘｽｸ | 9 | 政策変更（事業の取りやめ、複合化、その他）等による事業への影響 | ○※2 | △※2 |
| 社会ﾘｽｸ | 住民対応ﾘｽｸ | 10 | 本事業の方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応 | ○ |  |
| 11 | 事業者が行う調査、整備に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応 |  | ○ |
| 環境ﾘｽｸ | 12 | 事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応 |  | ○ |
| 第三者賠償ﾘｽｸ | 13 | 事業者の行う業務に起因する事故、事業者の維持管理業務の不備に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合 |  | ○ |
| 14 | 市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償 | ○ |  |
| 不可効力ﾘｽｸ | 15 | 計画段階で想定していない（想定以上の）暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、及び、戦争、暴動その他の人為的な事象による設備等の損害、維持管理業務の変更によるもの | ○※3 | △※3 |
| 物価変動ﾘｽｸ | 16 | 設計・施工段階の物価変動 | ○※4 | ○※4 |

２　設計・施工段階設計・施工段階

|  |
| --- |
| 設計・施工段階 |
| リスク項目 | № | リスクの内容 | リスク分担 |
| 市 | 事業者 |
| 募集要項ﾘｽｸ | 19 | 提案条件等の仕様に関して市が提供する敷地・建物図面に重大な誤りがあった場合 | ○ |  |
| 20 | 事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合 |  | ○ |
| 21 | 事業者が実施した測量、調査の結果、既存の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合 | ○ |  |
| 計画ﾘｽｸ | 設計ﾘｽｸ | 22 | 事業者が実施した設計に不備があった場合 |  | ○ |
| 計画変更ﾘｽｸ | 23 | 市の要望による設計条件の変更等を行う場合 | ○ |  |
| 施工ﾘｽｸ | 施工費増加ﾘｽｸ | 24 | 事業者の責めに帰すべき事由による施工費の増加 |  | ○ |
| 25 | 市の責めに帰すべき事由による施工費の増加 | ○ |  |
| 工事遅延ﾘｽｸ | 26 | 事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに整備が完了しない場合 |  | ○ |
| 27 | 市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに整備が完了しない場合 | ○※5 |  |
| 施設損傷ﾘｽｸ | 28 | 工事により施設が損傷した場合 |  | ○ |
| 工事監理ﾘｽｸ | 29 | 工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合 | ○ |  |
| 要求性能未達ﾘｽｸ | 30 | 工事完了後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合 |  | ○ |
| 技術進歩ﾘｽｸ | 31 | 計画・施工段階における技術進歩に伴い、市の判断により設計施工内容に変更が必要となる場合 | ○ |  |

|  |
| --- |
| 【注釈】 |
| ※1環境関連の基準変更によって導入機器への要求仕様が変更となった場合などについては、基本的に市が負担するが、事業者においても、変更後の要求仕様に適合させるための一定の努力を義務づけるものとする。 |
| ※2政策変更（事業の取りやめ、複合化、その他）等による事業への影響により、事業者に追加費用が発生した場合、その費用は市が負担するものとする。ただし、事業契約締結前に議会で承認が得られない等の理由で事業が取りやめになった場合は、市と事業者は、それぞれ、それまでに発生した費用を負担するものとする。 |
| ※3不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者に追加費用その他損害が発生した場合または、第三者に損害が発生し市または事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。より詳細な負担方法については、事業契約書（案）において提示する。  |
| ※4工事遅延に伴う税制の変更に起因する増加費用を含む。  |
| ※5「市の責めに帰すべき事由により既存設備が毀損傷した場合」には、市の職員、学校関係者、児童等の通常利用者によるものも含む。  |